

福岡県ミニバスケットボール連盟規約

第1章 名称

第1条 本連盟は、福岡県ミニバスケットボール連盟と称する。

第2章 目的

第2条 本連盟は、バスケットボール競技の普及・発展と技術の向上を図り、心身共に健全な児童の育成を目指す。

第3章 事業

第3条 本連盟は、前条の目的を達成する為に、次の事業を行う。

1. 競技会の開催
2. 講習会の開催
3. その他本連盟の目的達成に必要な事業

第4章 組織及び加盟・登録

第4条 本連盟は、ミニバスケットボールチーム及び個人によって組織される。

第5条 本連盟は、福岡県バスケットボール協会に加盟する。

第6条 本連盟に、運営上次の支部を置く。

- ① 福岡（福岡市）
- ② 北九州（北九州市・行橋市・豊前市・京都郡・築上郡）
- ③ 東 部（中間市・飯塚市・嘉麻市・直方市・田川市・宮若市・遠賀郡・嘉穂郡・鞍手郡・田川郡）
- ④ 中 部（春日市・大野城市・太宰府市・筑紫野市・宗像市・筑紫郡・福津市・古賀市・糸島市・粕屋郡）
- ⑤ 南 部（久留米市・小郡市・朝倉市・大川市・柳川市・筑後市・八女市・大牟田市・うきは市・みやま市・三井郡・三潴郡・八女郡・朝倉郡）

第7条 第4条のチームは、毎年競技年度の当初において本連盟に登録し、また、スポーツ傷害保険に加入しなければならない。

第8条 年度は、毎年4月1日より始まり、翌年3月31日をもって終わる。

第5章 役員

第9条 本連盟に、次の役員を置く。

| | | | | | | | |
|-----|----|------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 会 長 | 1名 | 副会長 | 若干名 | 顧 問 | 若干名 | 参 与 | 若干名 |
| 理事長 | 1名 | 常任理事 | 若干名 | 理 事 | 若干名 | 監 事 | 若干名 |

第10条 理事は各支部より選出する。

- ① 福岡 6名
- ② 北九州 4名
- ③ 東 部 4名
- ④ 中 部 7名
- ⑤ 南 部 5名

第11条 理事は理事会を構成し、本連盟の重要事項を審議決定する。

第12条 会長は、理事会で推薦する。

2. 会長は本連盟を代表し、会務を総括する。

第13条 副会長は、理事会で推薦し、会長が委嘱する。

2. 副会長は会長を補佐し、会長事故ある時は、その職務を代行する。

第14条 常任理事は、理事及び学識経験者より理事会で選出し、会長が委嘱する。

2. 常任理事は常任理事会を構成し、会務を審議し執行する。

第15条 理事長は常任理事会で互選し、会長が委嘱する。

2. 理事長は理事会及び常任理事会の決定に従い、本連盟の会務を執行する。

第16条 監事は理事会にて選出し、会長が委嘱する。

2. 監事は、会計並びに会務を監査する。

第17条 顧問は、本連盟の前会長・副会長、又は本連盟の功労者、或いは特に必要と認められた者の中から、常任理事会の決議をもって推挙された者を、会長が委嘱する。

2. 顧問は会長及び常任理事会の諮問に応ずる。

第18条 参与は、特に常任理事会が推薦した者を会長が委嘱する。

2. 参与は、常任理事会の諮問に応ずる。

第19条 本連盟の役員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2. 補欠又は増員により選任された役員は、前任者又は現任者の残任期間とする。
3. 役員は、その任期終了後でも後任者が就任するまでは、その職務を行う。
4. 特別な事情がある場合、任期を一年に限り延期することができる。

第6章 会議

第20条 本連盟は、次の会議を置く。

1. 理事会（総会）
2. 常任理事会
3. 専門委員会

第21条 理事会は会長が招集し、毎年1回開催する。

2. その他は会長が必要と認めた時、又は理事の3分の1以上の要請があった時は、臨時に開催することができる。
3. 理事会の議長は、会長とする。

第22条 理事会は、次の事項を審議し決定する。

- ① 事業
- ② 予算及び決算
- ③ 役員の選出及び承認
- ④ 規約の制定及び改廃
- ⑤ その他重要事項

第23条 常任理事会は、理事長が招集し、必要に応じて随時開催する。

2. 常任理事会の議長は、理事長とする。

第24条 常任理事会は、次の事項を審議し執行する。

- ① 理事会に提出する事項
- ② 予算及び決算
- ③ 理事会の委託事項
- ④ 役員の推挙並びに選出
- ⑤ その他理事長が必要と認めた事項

第25条 本連盟の会議はすべて構成人員の2分の1以上の出席者を以って成立する。但し、理事会における委任状はこれを認める。

第26条 本連盟のすべての会議における議決は出席者の過半数で決し、可否同数の時は議長が決する。

第7章 専門委員会

第27条 本連盟に理事会の承認を得て専門委員会を置くことができる。

第28条 各委員会は第3条の事項に関して調査研究し、その専門的必要な事業を行う。

第29条 各委員会に委員長1名を置く。委員長は理事の中から会長が委嘱する。

第8章 会計

第30条 本連盟の経費は、加盟・登録料、補助金、寄付金及びその他の収入を以って充てる。

第31条 本連盟に加盟・登録をしたチームは、理事会において決めた加盟・登録料を毎年納入しなければならない。

2. 一旦納入した諸納付金は、いかなる理由といえどもこれを返還しない。

第32条 本連盟の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第9章 事務局

第33条 本連盟の事務を処理するために事務局を置く。

第34条 事務局には、事務局長1名、会計1名、庶務2名を置く。

第35条 事務局長は、理事の中から会長が委嘱する。

2. 会計及び庶務は、事務局長が推薦し、理事会の承認を得て会長が委嘱する。

第10章 補則

第36条 本連盟の規約の改廃は、理事会の決議を要す。

第37条 この規約は、昭和57年9月15日より施行する。

平成 3年4月6日改正

平成 7年4月8日改正

平成 8年4月7日改正

平成17年4月3日改正